

館山市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する施設（以下「施設」という。）の愛称の命名権を事業者に付与することを通じて、事業者の支援により施設の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ事業 市長と事業者の契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者から、当該命名権の対価として、金銭、施設で利用可能な物品の納入、役務の提供等（以下「命名権料」という。）を得て、施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (2) ネーミングライツパートナー 前号の権利を取得した法人、法人以外の団体等をいう。
- (3) 命名権 ネーミングライツパートナーが施設の愛称を決定する権利をいう。
- (4) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名した名称をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないよう実施しなければならない。

- 2 命名権料は、原則として、施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。
- 3 市は、ネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）をネーミングライツパートナーと締結している期間は、愛称を使用するものとする。ただし、必要に応じて条例等に規定されている名称を使用することができるものとする。

(規制事業者)

第4条 館山市広告掲載基準第4条に定める業種又は事業者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

(対象施設)

第5条 ネーミングライツ事業の選定対象となる施設は、市長が選定する。

- 2 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議の上、選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第6条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上10年以下とし、施設の特性、管理運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定することができる。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、市長が別に定める期間とする。

(愛称の要件)

第7条 愛称は、施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであること。

- 2 前項の規定に関わらず、館山市有料広告掲載要綱（平成20年告示第48号）第3条、館山市広告掲載基準第5条に掲げるものは、愛称とすることができない。

(愛称変更の禁止)

第8条 愛称は、市長が特に必要と認める場合を除き、第6条に規定する命名権の付与期間内は、変更することができない。

(費用負担)

第9条 ネーミングライツ事業の実施に係る市とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長とネーミングライツパートナーとの協議により、費用負担の区分を変更することができる。

(募集)

第10条 市長は、ネーミングライツパートナーを募集するときは、施設ごとに必要な事項について定めた募集要領により、市ホームページ又は市広報紙への掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第 11 条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、館山市ネーミングライツ事業申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 最新年度の事業計画書
- (6) 直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (7) 直近 1 年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）
- (8) 提案事項を記した書面（任意書式）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(審査委員会)

第 12 条 ネーミングライツパートナーとなる候補者としての適否を審査するため、ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、総務部長、行革財政課長及びその他市長が指名する職員をもって組織する。ただし、市長が必要と認める者等を委員とすることができる。
- 3 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、施設を所管する部署において処理する。

(決定)

第 13 条 委員会は、第 11 条の規定による申込みがあつたときは、審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を基に、優先候補者を決定するものとし、申込者に対し、その結果を館山市ネーミングライツ事業優先候補者審査結果通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により決定した優先候補者と命名権料、契約期間その他契約に係る必要事項について協議を行い、相手方とするか否かを決定し、館山

市ネーミングライツ事業協議結果通知書（様式第3号）により当該優先候補者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の協議の結果、相手方としない旨の決定をしたときは、他の申込者と協議を行うことができる。この場合において、その手続については、同項の規定を準用する。

（契約の締結）

第14条 市長は、前条第3項の規定による協議が整った場合は、当該優先候補者と契約を締結するものとする。

（命名権料の納入）

- 第15条 契約を締結したネーミングライツパートナーは、市長が指定する期日までに、命名権料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナーと協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（命名権料の返納）

- 第16条 既納の命名権料は、返納しない。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により、契約を解除したときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により命名権料を返納するときは、当該命名権料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

（契約の解除）

- 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 指定する期日までに、ネーミングライツパートナーが命名権料を納入しないとき。
 - (2) ネーミングライツパートナーが法律、条例、規則等に違反したとき。
 - (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、館山市ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第4号）によりネーミングライツパートナーに通知する。
- 3 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により通知を受けた場合、速やかに施設を原状回復するものとし、その必要な費用は、ネーミングライツパー

トナーが負担するものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 市は、応募及び提案に関する内容については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

(次回の契約)

第 19 条 ネーミングライツパートナーは、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 9 条関係）

ネーミングライツ事業の実施に係る費用負担

費用負担の区分	市	ネーミング ライツ パートナ ー
施設内外の表示の変更（施設看板、道路標識等）（注 1）		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示 の変更（注 2）	○	

（注 1）施設内外の表示の変更は、市又は関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への看板設置については、千葉県屋外広告物条例（昭和 4 4 年千葉県条例第 5 号）等の関係法令を遵守するものとする。

（注 2）残部数や切替時期などを考慮し、協議の上、決定する。